

一般社団法人明専会 広報部会基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会(以下「明専会」という。)の定款第5条5および定款第63条により、本会の会誌発行を含む広報活動の充実と発展を図るため設ける広報部会の基本的事項について定める。

(担当業務)

第2条 広報部会は、会誌の企画、体裁、原稿の依頼、収集、選択その他、会誌の編集の他、広報活動に必要な事項を審議する。

(広報)

第3条 広報部会は、理事会から委託された場合は、会誌以外の刊行物や各種メディアの企画、編集にたずさわる。

(構成)

第4条 広報部会は、下記をもって構成する。

- (1) 部会長および副部会長 1名ずつ
 - (2) 編集幹事および副編集幹事 1名ずつ
 - (3) 編集委員 若干名
 - (4) 学生委員 若干名
 - (5) 外部委員 若干名
- 2 正副会長、常務理事は広報部会に出席することができる。

(選任)

第5条 部会長は、理事のうちから理事会の議を経て選任し、会長がこれを委嘱する。

- 2 副部会長、編集幹事および副編集幹事、編集委員は、理事会の議を経て選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 部会長を補佐するために広報部会の承認を得て、部会長代理をおくことができる。

(会合)

第6条 広報部会は、原則として会誌刊行ごとに会合を開く。

(編集顧問)

第7条 広報部会に、編集顧問若干名をおくことができる。

- 2 編集顧問は、多年にわたって特に功労のあった編集会員及び会誌編集に識見を有する者のうちから部会長が推薦し、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 編集顧問は、編集顧問会を組織し、会誌の編集全般に関する助言を行うとともに、部会長の諮問に応ずるものとする。
- 4 編集顧問は、部会長の要請を受けて広報部会に出席することができる。

(任期)

第8条 部会長の任期は、定款第32条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

(役割、報告)

第9条 部会長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

2 部会長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成26年5月10日から施行する。
- 2 本基準の施行にともない会報編集委員会規則を廃止する。
- 3 この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。